

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 7 月 27 日

長野地方法務局 登記官 森 謙
記

- 1 手続番号
第 1 0 0 0 － 2 0 2 5 － 0 1 2 3 号
第 1 0 0 0 － 2 0 2 5 － 0 1 2 4 号
第 1 0 0 0 － 2 0 2 5 － 0 1 2 5 号
第 1 0 0 0 － 2 0 2 5 － 0 1 2 6 号
第 1 0 0 0 － 2 0 2 5 － 0 1 2 7 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
長野市松代町豊栄字中山 5 3 5 番 3
長野市松代町豊栄字中山 5 4 3 番 2
長野市松代町豊栄字中山 5 4 4 番 2
長野市松代町豊栄字中山 5 4 5 番 2
長野市松代町豊栄字中山 5 4 6 番 2